

精神科入院基本料の対比

区分	精神科救急入院料		精神科急性期治療病棟入院料		精神病棟入院基本料			
	精神科救急入院料1	精神科救急入院料2	精神科急性期治療病棟入院料1	精神科急性期治療病棟入院料2	13対1入院基本料	15対1入院基本料		
人的基準	<ul style="list-style-type: none"> 【医師】 ・病院に常勤の精神保健指定医5名以上 ・病棟に常勤の精神保健指定医1名以上 ・1.6対1以上の医師配置 【精神保健福祉士】 ・病棟に常勤の精神保健福祉士2名以上 【看護職員(看護師に限る)】 ・1.0対1以上の看護配置 ・夜勤は2名以上 		<ul style="list-style-type: none"> 【医師】 ・院内に常勤の精神保健指定医2名以上 ・病棟に常勤の精神保健指定医1名以上 		<ul style="list-style-type: none"> 【看護職員】 ・1.3対1以上の看護配置 ・夜勤は2名以上 (1名は看護補助者可) ・正看比率：40%以上 		<ul style="list-style-type: none"> 【看護職員】 ・1.3対1以上の配置 ・夜勤は2名以上 (通則：うち1名は看護師) ・正看比率は70%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【看護職員】 ・1.5対1以上の配置 ・夜勤は2名以上 ・正看比率は40%以上
			<ul style="list-style-type: none"> 【看護職員】 ・1.3対1以上の看護配置 ・夜勤は2名以上 (1名は看護補助者可) ・正看比率：40%以上 		<ul style="list-style-type: none"> 【看護職員】 ・1.5対1以上の看護配置 ・夜勤は2名以上 (1名は看護補助者可) ・正看比率：40%以上 			
			<ul style="list-style-type: none"> 【看護補助者】3.0対1以上の配置 【その他】病棟に常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師の配置 					
施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・病床数は、院内の精神病床数が300床以下は60床、300床を超える場合は2割以下 ・病床のうち、隔離室を含む個室が50%以上 ・1看護単位の病床数60床以下 		<ul style="list-style-type: none"> ・病床数は、院内の精神病床数が300床以下は60床、300床を超える場合は2割以下 ・1看護単位の病床数は60床以下 ・病棟内に隔離室 		<ul style="list-style-type: none"> ・1看護単位の病床数は70床以下 (標準は60床以下) 		<ul style="list-style-type: none"> ・1看護単位の病床数は70床以下 (標準は60床以下) 	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな検査及びCT撮影の実施 ・1月の延入院患者の4割以上が新規患者 ・精神科救急医療体制整備事業の基幹的役割 		<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療システムに参加していること ・1月の延入院患者の4割以上が新規患者 ・入院後3月以内の在宅移行4割以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・新規入院患者の4割以上がGAF30以下又は身体合併症を有する者 ・精神科以外の医師が治療を行う体制の確保 ・平均在院日数80日以内 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・入院後3月以内の在宅移行6割以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・入院後3月以内の在宅移行4割以上 					
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・30日以内：3,579点 ・31日以上：3,145点 (3ヶ月を限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・30日以内：3,372点 ・31日以上：2,938点 (3ヶ月を限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・30日以内：1,997点 ・31日以上：1,665点 (3ヶ月を限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・30日以内：1,883点 ・31日以上：1,554点 (3ヶ月を限度) 	958点		830点	
加算算定	<ul style="list-style-type: none"> ・非定型抗精神病薬加算 15点/日 ・院内標準診療計画加算 200点(1回のみ) ・看護職員夜間配置加算 65点/日 		<ul style="list-style-type: none"> ・精神科急性期医師配置加算 (1.6対1以上の医師配置) 500点 		<ul style="list-style-type: none"> ・初期加算 ・14日以内 465点 ・15日～30日 250点 ・31日～90日 125点 ・91日～180日 10点 ・181日～1年 3点 ・精神保健福祉士配置加算 30点/日 ・重度認知症加算 300点/日 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・非定型抗精神病薬加算 15点/日 ・院内標準診療計画加算 200点/退院時1回 					
病院	緑ヶ丘				江差		緑ヶ丘、向陽ヶ丘	